

設置の趣旨等を記載した書類

(名古屋文理大学大学院 健康情報学研究科健康情報学専攻)

目次

1. 設置の趣旨及び必要性.....	2
2. 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か.....	5
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称.....	5
4. 教育課程の編成の考え方及び特色.....	6
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件.....	7
6. 基礎となる学部との関係.....	10
7. 取得可能な資格	10
8. 入学者選抜の概要.....	11
9. 教育研究実施組織の編成の考え方及び特色.....	13
10. 研究の実施についての考え方、体制、取組.....	14
11. 施設・設備等の整備計画.....	14
12. 管理運営	15
13. 自己点検・評価	16
14. 認証評価	17
15. 情報の公表	17
16. 教育内容等の改善のための組織的な研究等.....	18

1. 設置の趣旨及び必要性

(1)設置の趣旨

名古屋文理大学（以下、「本学」という。）は「自由と責任を重んじ、学問を通して知識・技術を磨き、健康を増進し、特に品性を高め、正しい歴史観と人生観を培い、世界から信頼される日本人を育成する場である。」を立学の精神として平成 11（1999）年に開学し、現在は健康生活学部と情報メディア学部を有し、「食と栄養と情報」の分野で、立学の精神を受け継いだ教育・研究を行っている。

健康生活学部と情報メディア学部の 2 学部は、同じキャンパス内で相互に交流しながら運営されており、教育課程の面でも、各学部の専門科目を除く基礎教育科目の多くを全学共通の科目としている。特に、名古屋文理大学「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」は全学部で共通の必修科目として構成され、令和 3（2021）年には、この全学共通プログラムが文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されている。

また、本学は「食」と「栄養」と「情報」の分野に専門知識と技能をもつ人材を多数送り出すと同時に、学内に地域連携センター、基礎教育センター、図書情報センター、食と栄養研究所を設置・運営して、地域に根ざした実践的な教育・研究活動によって地域に貢献する高等教育機関としての役割を担っている。また、令和 6 年度には本学の所在地である稲沢市にある高齢者に対する医療的知識や専門職を有する稲沢市民病院とお互いの専門性を活かした教育連携を予定している。

近年、データサイエンティスト・AI 人材など、Society5.0 に向けて「情報科学」に根ざした高度情報人材の育成が求められると同時に、愛知県を含む東海圏でも少子高齢化が進んでおり、人々の健康寿命の維持に向けた高度な栄養管理、そして持続可能なビジネスモデルを含む高度な食環境の実現のために、データサイエンスや AI を応用した科学的で新しい「健康科学」が必要となっている。

そのため、これまでの「食と栄養と情報」の教育に根ざし、「健康情報学」の発展を通して地域の健康課題に情報科学の応用によって対応し、研究・教育の能力を有する「健康を応用分野とする高度情報人材」を育成することを教育研究上の目的をした、大学院「健康情報学研究科」修士課程の設置を目指している。

(2)設置の必要性

経済産業省が 2019 年に行った IT 人材需給に関する調査では、「2030 年に IT 人材が 45 万人不足する」という試算が出されている。特に、高度な先端 IT 人材や AI 人材が大幅に不足すると予測されており、先端 IT 人材 27 万人、AI 人材 12 万人不足との試算も出されている。また、数理・データサイエンス・AI、さらには情報メディア技術による高度なデジタルコミュニケーションの可能性が広がる中、我が国では、国家戦略として様々な重点施策が進

められている。第6期の科学技術基本計画においては、第5期に引き続き、我が国が目指す社会としてSociety5.0が掲げられ、それはAIやIoT・ロボットなどを活用して、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合するものである。さらに統合イノベーション戦略推進会議で策定されたAI戦略2019では、「人・産業・地域・政府全てにAI」を適切に活用することがうたわれており、そのために数理・データサイエンス・AI教育の強化、情報技術の進歩と応用をさらに高度で適切なものとするべく、IT人材育成が求められている。特に健康社会を実現するのに不可欠な医療・福祉・食品産業の現場ではDXの推進ができる人材が求められている。

また、少子高齢化の進展は労働人口の減少と経済的低迷を招来し、健康医療福祉分野においては国民一人ひとりの財政負担の増大や医療福祉を担う人材不足など、深刻な影響が出始めている。健康で活力ある地域社会を維持するという観点からは、一次予防の重要性がこれまで以上に高まっている。現在及び将来にわたって活力ある健康長寿社会を実現するためには、情報技術をはじめとする様々な技術や健康科学の知見を駆使して健康医療福祉に係る業務の負担を軽減し、効率的に受益者のニーズに応える必要がある。

情報科学の技術だけでも健康科学の知識だけでもなく、情報技術と健康科学の素養を併せ持ち、地域社会における健康・福祉・医療の問題の解決にあたることのできる人材、そのような意味での高度情報人材が求められており、「健康を応用分野とする高度情報人材」を育成することが地域社会に貢献できることから本研究科を計画した。

(3) 大学院修士課程の教育研究上の目的

・教育研究上の目的

健康情報学研究科（以下、「本研究科」という。）では「健康情報学」の発展を通して、地域の健康課題に情報科学の応用によって対応し、研究・教育能力を有する「健康を応用分野とする高度情報人材」を育成することを教育研究上の目的とする。

・養成する人材像

高齢化の進展により一次予防の重要性が高まっており、情報技術をはじめとする様々な技術を駆使して活力ある健康長寿社会を実現するために、健康科学と情報科学の素養を併せ持った高度情報人材が求められている。

本研究科では「情報科学」の知識を「健康科学」に応用し、また、「情報」の技術を活用して地域の「健康」増進に貢献する、「健康を応用分野とする高度情報人材」を育成する。

・ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

健康情報学研究科では、「健康を応用分野とする高度情報人材」を育成するという目的を踏まえて、基準となる単位を修得することにより、以下に示す資質・能力を身につけ、学位論文の審査に合格した者には修了を認定し、修士（健康情報学）の学位を授与

する。

1. 地域社会における健康分野の諸課題に対して、高度な情報科学の知識・技術を応用することができる。
2. 地域社会における健康分野の諸課題に対して、高度な専門的知見から解決策を導き、研究成果をもって社会に発表し貢献することができる。
3. 地域社会における健康分野の諸課題に対して、自ら主体的に課題を発見し、関連する分野の専門家と協力して問題解決をはかることができる。
4. 地域社会における健康分野の諸課題に対して、積極的に課題に取り組み、高度な情報科学の知識・技術を応用し、意欲的に問題解決をはかる態度を身につけている。

・カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本研究科ではディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するために、次のようにカリキュラムを編成する。

1. 健康情報学分野では地域の健康課題に情報科学の応用によって対応し、研究・教育能力を有するために必要な知識と能力を身につけるため、すべての科目を主要授業科目とし必修科目として配置する。
2. 健康科学分野、情報科学分野及び総合分野においてはそれぞれの専門的な理論と知識を修得するため、学生の研究計画に照らし合わせ、各分野の必要要件を満たして選択できるように配置する。
3. 研究指導科目では健康科学と情報科学のそれぞれの領域において修得した理論と知識を基盤とし科学的研究方法と研究姿勢及び研究課題の解決に応用する力を修得できるようにすべての科目を必修科目として配置する。

・アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本研究科では、次のような人を求める。

1. 「情報科学」に関する基礎的な学力・技術・知識がある。
2. 人間の持続的な「健康」の維持への興味・関心がある。
3. 自らが主体的に問題を発見し、課題を解決する意欲がある。

上記のディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーを定めるとともに、養成する人材像を含めて相互に関連する一貫した教育体制を構築する。

【資料 1：3 ポリシーと育成する人材像との関連】

(4) 修了後の進路や人材需要の見通し

地域の「健康」増進に貢献する健康を応用分野とする高度情報人材の育成を目指しており、

修了後は情報技術者やデータサイエンティスト、健康・医療・分析機関の IT エンジニア、食品・健康産業の DX 推進担当など医療・福祉・食品・情報産業で活躍できると期待している。また、本学をはじめとした大学教員や研究者を目指す学生もいると期待している。

また、企業の採用ニーズ調査からも修了後の人材需要はあることが確認できた。

【資料 2：出口ニーズ調査資料】

2. 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か

本研究科は、「健康情報学」の発展を通して地域の健康課題に情報科学の応用によって対応し、研究・教育能力を有する「健康を応用分野とする高度情報人材」を育成することを教育研究上の目的としている。目的を実現するため、当面は修士課程において、健康を応用分野とする高度情報人材の育成を実現することを目指す。

博士課程の設置については、現時点では目指していないが、今後の「健康情報学」分野の教育研究に対する社会ニーズのさらなる高度化や、修士課程教育の内容に対するニーズの高度化及び多様化の進展状況、修了生が社会で求められるスキルのさらなる高度化の状況や学生の要望、地域社会の要請等を見極め、必要性が高いと認められれば、博士課程の可能性を検討したい。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 大学院の名称

本大学院は名古屋文理大学に設置するものであることから、名称を名古屋文理大学大学院とする。なお、大学院名称の英訳は、「Nagoya Bunri University Graduate School」とする。

(2) 研究科及び専攻の名称

本研究科及び専攻は情報科学分野と健康科学分野のそれぞれの領域において専門的な知識を修得し、これらを基盤とすることから名称を「健康情報学研究科健康情報学専攻」とする。

研究科名：健康情報学研究科 (Graduate School of Health Informatics)

専攻名：健康情報学専攻 (Master Course of Health Informatics)

(3) 学位の名称

授与する学位の名称は修士（健康情報学）とし英訳は Master of Health Informatics と

する。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

本研究科では「新時代の大学院教育－国際的に魅力のある大学院教育の構築に向けて－」（平成17年9月5日 中央教育審議会答申）を踏まえ、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成に焦点をあて、養成する人材像やディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程を編成する。

(1) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本研究科ではディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するために、次のようにカリキュラムを編成する。

1. 健康情報学分野では地域の健康課題に情報科学の応用によって対応し、研究・教育能力を有するために必要な知識と能力を身につけるため、すべての科目を主要授業科目とし必修科目として配置する。
2. 健康科学分野、情報科学分野及び総合分野においてはそれぞれの専門的な理論と知識を修得するため、学生の研究計画に照らし合わせ、各分野の必要要件を満たして選択できるように配置する。
3. 研究指導科目では健康科学と情報科学のそれぞれの領域において修得した理論と知識を基盤とし科学的研究方法と研究姿勢及び研究課題の解決に応用する力を修得できるようにすべての科目を必修科目として配置する。

(2) 教育課程の編成の特色

本研究科は、高齢化の進展により一次予防の重要性が高まっている現在において、情報技術をはじめとする様々な技術を駆使して活力ある健康長寿社会を実現するために、健康科学と情報科学の素養を併せ持ち、地域社会における健康分野の諸課題の解決にあたることのできる高度情報人材を育成することを目的とした科目を配置する。

また、フードビジネスに関する知見や健康社会の実現には健康がどのようにイメージされているか把握するための哲学分野の科目など、情報科学の健康分野への具体的な応用の道筋が描けるように科目を配置している。

「健康情報学分野」

地域社会の健康課題を情報科学の応用によって対応し、研究・教育能力を有するために必要な知識と能力を身につけるために「健康情報学」2単位、「健康データサイエンス」2単位、「健康情報産業論」2単位の3科目を配置し、すべての科目を主要授業科目とし必

修科目としている。

「健康科学分野、情報科学分野、総合分野」

健康科学分野、情報科学分野及び総合分野においてはそれぞれの専門的な理論と知識を修得するため、以下の科目を選択必修科目として配置する。

- ・健康科学分野（以下の4科目うち2科目4単位以上の単位修得が必要。）
「食生活と栄養」2単位、「地域医療と健康管理」2単位、「身体運動と健康」2単位、「健康心理学」2単位。
- ・情報科学分野（以下の4科目うち2科目4単位以上の単位修得が必要。）
「プログラミングと応用」2単位、「情報メディアとシステム技術」2単位、「人工知能特論」2単位、「情報教育特論」2単位。
- ・総合分野（以下の5科目うち2科目4単位以上の単位修得が必要。）
「専門社会調査演習」2単位、「質的調査演習」2単位、「健康データ解析演習」2単位、「メディア文化と表現」2単位、「モデル化とシミュレーション」2単位。

「研究指導科目」

研究指導科目では健康科学と情報科学のそれぞれの領域において修得した理論と知識を基盤とし科学的研究方法と研究姿勢を修得できるよう以下の科目を必修科目として配置し、研究指導教員の指導に基づき、修士論文の作成を行う。

「知的財産権と研究倫理」2単位、「科学論文作成法」2単位、「健康情報学演習1」2単位、「健康情報学演習2」2単位、「健康情報学演習3」2単位、「健康情報学演習4」2単位。

【資料3：授業科目とディプロマ・ポリシー（学位授与方針）との対応表】

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本研究科では「健康情報学」の発展を通して、地域の健康課題に情報科学の応用によって対応し、研究・教育能力を有する「健康を応用分野とする高度情報人材」を育成することを教育研究の目的としている

そのために必要な知識と能力を身につけるため、主要授業科目として健康情報学分野の「健康情報学」「健康データサイエンス」「健康情報産業論」を必修科目として配置している。

また、健康科学分野、情報科学分野、それぞれの領域において専門的な理論と知識を、研究指導科目である「健康情報学演習」を通じて科学的研究方法と研究姿勢を修得し、同時に

コミュニケーション力と実践力を身につけ、学生自身のキャリア形成に繋がるよう支援する。

(2)履修指導

履修指導については、入学後の履修ガイダンスを経て、研究指導教員の指導のもと学生の個々の関心やこれまでの経験、修了後の進路等を踏まえて、履修科目を決定する。

また、学生の個別な事情（職業を有している、育児介護の事情を有している等）により、標準年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を修了できる長期履修制度を導入する。

【資料4：時間割（案）】

【資料5：履修モデル（案）】

(3)研究指導の方法

本研究科では、研究指導のための授業科目として「健康情報学演習1」「健康情報学演習2」「健康情報学演習3」「健康情報学演習4」「知的財産権と研究倫理」「科学論文作成法」を配置し、研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制を整える。さらに学生の研究計画に対応するため個別指導を中心として修士の学位にふさわしいレベルの論文を作成できるように研究指導を行う。

具体的には入学時に提出する研究計画書に基づき、研究指導教員による個別の履修相談を行ったうえで、地域の健康課題や問題意識を確認しながら研究の指導にあたる。

また、研究計画の進捗状況を確認するため、1年後期に中間発表会を課すことで複数の研究指導教員や学生との議論から研究の水準を高めていく。最終学年末には作成した修士論文について修士論文審査会にて発表する。

【研究指導スケジュール】

【1年前期】

学生は研究指導教員の資料に基づき、教員と面談を行い、研究指導教員希望票を提出し、研究科教授会の承認を経て、研究指導教員を決定する。

学生が研究したい課題を計画し研究指導教員に研究課題と研究計画を提出する。研究指導教員は、提出された研究課題と研究計画について、定期的に研究方法の基本的事項についての助言を行い、研究計画書の作成方法等を指導する。

【1年後期】

学生が研究課題を明確化し研究計画書を提出できるよう研究指導教員は指導する。学生は、中間発表会において研究計画の進捗状況等の発表を行う。

指導教員は中間発表会の結果に基づいて研究計画の修正について指導を行う。

【2年前期】

学生は研究計画書を提出し、指導教員の指導・助言を受け研究計画の進捗状況の確認を行いながら研究を進めていく。

研究指導教員は、研究計画の進行を適時確認し、研究や論文作成の指導・助言を行う。

【2年後期】

学生は研究指導教員から必要な指導を受け修士論文をまとめ、修士論文審査会へ提出する。

学生は修士論文審査会において論文審査及び最終試験を受ける。

研究指導教員は研究結果の分析から研究成果を論理的かつ系統的に考察できるように指導するとともに、修士論文の提出に向けた論文作成、修士論文審査会における審査の指導を行う。

【資料6：研究指導スケジュール（案）】

(4) 論文審査体制

研究科運営委員会において学生の修士論文の審査を行い、委員のうちから主査1名、副査2名（以下、審査担当者という。）を配置する。なお、審査の厳格性の観点により、研究指導教員は主査を務めず、副査までとする。

また、審査担当者は学位申請された修士論文を「修士論文の審査基準」に基づいて各自が独立して審査し最終試験を実施する。審査担当者は、その評価結果を「学位論文審査報告書」にまとめ研究科運営委員会へ報告する。

審査の透明性を確保するために、研究科運営委員会は会議を開催し各審査担当者から報告された「学位論文審査報告書」について内容の確認・検討を行い取りまとめ、研究科教授会へ提出し、当該報告に基づき合格の可否を審議し、最終判定案を学長に報告する。

(5) 修士論文に関する審査基準

修士の学位を受ける者は、本研究科のディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を満たすものと認められる必要がある。

修士論文の審査基準の目安を以下のとおり定める。

- ・問題意識が明確で、テーマの選択が適切であり、社会的及び学術的な意義が認められる。
- ・研究方法が目的達成のために適切に行われ、データ・資料などを適切に収集・処理している。
- ・研究目的に沿った分析や結果を示している。
- ・必要な文献を用いて考察を深めて研究が行われている。
- ・論文構成が的確で、一貫性や論理性のある議論が展開されている。
- ・倫理的配慮を持って研究に臨んでいる。

(6) 成績評価

成績評価方法に関しては学生に対しその基準をシラバスに明示するとともに、初回の授業の際に説明を行う。

試験等の評価は100点を満点とし、90点以上を「A+」、80点以上90点未満を「A」、70点以上80点未満を「B」、60点以上70点未満を「C」、60点未満を「D」とし、C以上を合格とする。

(7) 修了要件

修士（健康情報学）の学位を受ける者は、ディプロマ・ポリシーに基づき、当該専門分野における学力、能力、資質を満たすと認められる必要がある。そのため、本研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文についての審査及び最終試験に合格することにより修士（健康情報学）の学位を得ることができる。

6. 基礎となる学部との関係

本研究科は情報メディア学部と健康生活学部を基礎として設置するものである。2学部において、「食と栄養と情報」の分野で、立学の精神を受け継いだ教育・研究を行っている。また、地域に根ざした健康と食生活に貢献する管理栄養士、健康な生活に貢献する食品産業、そして情報技術を身につけたIT人材の育成に貢献してきた。

今回の研究科設置に関しては2学部を基礎に「健康情報学」の発展を通して、地域の健康課題に情報科学の応用によって対応し、研究・教育能力を有する「健康を応用分野とする高度情報人材」を育成することを教育研究上の目的としている。

【資料7：基礎となる学部との関係図】

7. 取得可能な資格

本研究科では、社会調査士の資格を有する者が、一般社団法人社会調査協会が認定する「専門社会調査演習」「質的調査演習」「健康データ解析演習」を履修し、社会調査データを用いた修士論文を公表し、修士課程を修了することにより専門社会調査士の資格を取得することができる。

専門社会調査士

- 1) 民間資格
- 2) 資格取得可能
- 3) 修了要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが、資格取得が修了の必須条件

ではない

8. 入学者選抜の概要

(1) 基本方針

本研究科は「健康情報学」の発展を通して、地域の健康課題に情報科学の応用によって対応し、研究・教育能力を有する「健康を応用分野とする高度情報人材」を育成することを教育研究上の目的としている。そのため、本研究科では教育研究の目的に沿った学生を受け入れるため、アドミッション・ポリシーを策定し、これに基づいて一般選抜試験、社会人選抜試験を行う。

(2) アドミッション・ポリシー

本研究科では、次のような人を求める。

1. 「情報科学」に関する基礎的な学力・技術・知識がある。
2. 人間の持続的な「健康」の維持への興味・関心がある。
3. 自らが主体的に問題を発見し、課題を解決する意欲がある。

(3) 出願要件

本大学院に出願できる者は以下の入学資格を満たす者又は満たす見込みの者である。

【入学資格】

本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 大学を卒業した者
- 2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- 3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国におい

て履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを
含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

8) 文部科学大臣の指定した者

9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であった、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(4) 選抜試験の方法

選抜試験については、アドミッション・ポリシーに基づき、本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人物であるかを合理的に判断するために以下の試験を行う。

【一般選抜試験】

・ 学力試験：英語及び専門科目(健康科学分野及び情報分野より出題)

学力試験にてアドミッション・ポリシー1・3を判断する。

・ 面接(口述試験) 面接にてアドミッション・ポリシー1・2・3を判断する。

【社会人選抜試験】

・ 小論文 小論文にてアドミッション・ポリシー1・3を判断する。

・ 面接(口述試験) 面接にてアドミッション・ポリシー1・2・3を判断する。

受験者には、入学願書に卒業校の成績証明書、研究計画書、卒業研究の趣旨もしくは既発表論文を添付させる。これらの提出書類は、面接試験を実施するうえでの参考書類とする。

(5) 選抜試験の判定方針

選抜試験は、アドミッション・ポリシーを有している人物であることを学力試験(社会人選抜は小論文)、面接(口述試験)及び提出書類により判定する。

(6) 入学者選抜体制

入学者選抜試験に関しては、研究科長を委員長とする研究科運営委員会にて審議を行う。

9. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

(1) 教育編成組織の考え方

本研究科では、「情報科学」の知識を「健康科学」に応用し、情報の技術を活用し地域の健康増進に寄与する「健康を応用分野とする高度情報人材」の育成を目指しており、「情報科学」並びに「健康科学」の教育研究業績を有する教員あるいは育成に意欲的な教育研究業績を有する教員を配置している。開設時は、教授 6 名、准教授 1 名の合計 7 名の専任教員で構成する。

(2) 教員配置の適正化

大学院教育の専門性の基礎となる『健康情報学分野』科目には、本学の教授の職位にある専任教員を配置している。また、研究指導科目には修士論文作成の研究指導ができる大学院設置基準第 9 条 1 項を満たす教授あるいは准教授を配置する。大学院を担当する全専任教員は学部教育も行っており、学部教育と大学院教育で担当する仕事量を勘案し、可能な限り学部教育の負担を最小限に抑えるよう対応する。

(3) 教員組織と年齢構成

本研究科の専任教員は 7 名であり、内訳は教授 6 名、准教授 1 名である。専任教員全員が博士の学位を有する。

完成年度末の専任教員の年齢構成は 65～70 歳 1 名、60～64 歳 4 名、50 歳代 1 名、30 歳代 1 名である。

また、教員の定年は「滝川学園就業規則」第 12 条第 1 項において、満 60 歳に達した年の年度末をもって退職すると定めているが、同規則第 12 条第 1 項及び同条第 3 項により 65 歳もしくは 70 歳まで継続雇用を可能としている。さらに、職務の特殊性や職務遂行上の特別の理由から、同規則を令和 6 年 4 月 1 日に次のとおり改正する。同規則に「学長の職にある者は、定年年齢を定めず、学長の任期によるものとする」並びに「学校、学部、学科等を設置する際に任用する教員が、定年年齢を超えているとき、又は設置が完了する前に定年年齢を超えるときは当該の学校、学部、学科等の設置が完了する年度末を限度として契約により在職させることができる」旨の条文を追加し、設置時点の教員組織が完成年度末まで維持されるが、完成年度以降についても研究業績や研究指導実績のほかに年齢構成を踏まえた教員採用計画を策定し、教育研究体制の継続的な向上を図る。

教員採用計画は以下のとおりである。

令和 9 年度末に教授 1 名が 70 歳に達し退職するため、専門領域において研究指導のできる 60 歳未満の教員を公募により採用する計画である。さらに令和 14 年度末にも教授 2 名が 70 歳に達し退職するため、同様に専門領域において研究指導のできる 60 歳未満の教員を公募により採用する計画である。

採用予定年度	採用予定者数
令和 10 年度	1 名
令和 15 年度	2 名

【資料 8：滝川学園就業規則(抜粋)】

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学では全専任教員に対して研究室が用意されており、研究に取り組む環境が整っている。また、週 1 日は「研究日」が設定されている。各教員は、「教員の研究活動について(申合せ)」に基づき、前年度 11 月に「研究/研修実施計画書」及び「研究/研修予算申請書」を提出することにより、個人研究/研修予算が提供されることとなっている。また、当該年度末には、「研究/研修結果報告書」を提出することにより、年度内の研究成果報告を行っている。研究活動として、教授、准教授、助教には「教員の研究活動について(申合せ)」に基づいて、個人研究費を配分している。

食と栄養研究所では、嘱託職員 1 名を配置し研究の活性化のため企業、団体が主催する外部研究資金の公募情報をメールにて配信するとともに、外部資金に応募した教員には採択の可否に関わらず研究経費の追加配分を行い研究活動について支援している。

本大学院においても同様の支援を行っていく。

11. 施設・設備等の整備計画

本学では平成 11 (1999) 年度の開学以来、教育研究の施設の整備を積極的に行っており、教育研究のために必要な校地、運動場、校舎等は十分に整備されている。

学内には無線 LAN のアクセスポイントを各所に設置し、IT 環境も整備されている。

設置する大学院については、既存の校地、校舎等を有効に活用することとしている。

(1)校地、運動場の整備計画

本学は愛知県西部に位置する稲沢市にあり、名鉄国府宮駅から徒歩 15 分の所にある。キャンパス周辺は閑静な住宅地や公園、美術館があり研究に集中できる環境である。校舎敷地の面積は 25,250 m²あり、教育・研究のための校舎敷地は十分に確保されている。運動用設備として運動場、体育館があり、授業及び学生の課外活動を中心に利用している。また、学生が交流、休息等に利用するのに適切な空地がある。

(2)校舎等の整備計画

本学の施設は本館、北館、FLOS 館、図書館、体育館が配置されている。校舎の総面積は 16,559 m²あり、教育研究に必要となる教室の内訳は、講義室 20 室、演習室 25 室、実験実習室 34 室である。

大学院においては学部の既存校舎を有効的に活用するが、収容定員 10 名分の大学院生共同研究室を 1 室 (63 m²) 整備する。共同研究室には机、椅子、ロッカー等を配備し、学修環境の充実を図っていく。

大学院の授業で使用する講義室、演習室については学部と共有になるが、十分に確保されており、学部と重複しないよう時間割を作成する。

【資料 9：大学院生共同研究室図面】

(3)図書館の整備計画

本学の図書館は 1974.65 m²の面積を持ち、閲覧座席 143 席、収容可能冊数 91,000 冊となっている。図書は 79,214 冊、学術雑誌 (電子ジャーナル含む) 235 種、視聴覚資料 1,195 点を所蔵している。蔵書は図書館システムより Web 上から蔵書検索や貸出予約等を行うことができる。

また、ラーニングコモンズとして利用できるグループ閲覧室では移動可能な机を配備し人数や目的に合ったレイアウトができ、学生が活発にグループディスカッションやグループワークができるように整備されている。

今回の大学院設置に当たってはこれまで整備してきた図書等を有効的に共有していくとともに研究を行うために必要な図書 75 冊を整備する計画である。

【資料 10：学術雑誌一覧】

【資料 11：購入図書一覧】

12. 管理運営

本大学院には、健康情報学研究科教授会 (以下、「研究科教授会」という。) を置き、研究科の教育・研究に関する事項を審議する。また、研究科教授会の下に、研究科運営委員会を設置する。

(1)研究科教授会

「研究科教授会」は、健康情報学研究科に所属する専任教員をもって構成し、原則として月 1 回開催し、以下の事項等を審議する。

- 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 教育研究の基本方針に関する事項
- 4) 教育課程の編成に関する事項
- 5) 学術研究の推進に関する事項
- 6) 学生の資格認定及び身分に関する事項
- 7) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- 8) 学則その他重要な規則等の制定及び改廃に関する事項

【資料 12：名古屋文理大学大学院教授会規程(案)】

(2) 研究科教授会の下部組織としての各種委員会

本研究科の専任教員のすべてが情報メディア学部及び健康生活学部の専任であることから、教員の委員会活動における負担軽減と学部との機能的な連携を図るために、学部に設置されている委員会と大学院の各種委員会で共有して活動できるものは共有することとする。ただし、研究科特有の事項を効率的に審議・運営するために、学部とは別途に研究科運営委員会を研究科教授会の下に置くものとする。

研究科運営委員会では以下事項等を審議する。

- 1) 研究科の教育課程に関する事項
- 2) 研究科の学位審査、学位授与に関する事項
- 3) 研究科の入学に関する事項

13. 自己点検・評価

本学では、「名古屋文理大学 自己点検評価規程」を定め、その第 1 条において「教育研究水準の向上と活性化を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、名古屋文理大学学則第 3 条第 1 項の規定に基づき、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行う。」及び第 1 条の 2 において「この規程は、本学の自己点検評価制度についての必要事項を定める」と定め、毎年度の自己点検・評価活動に全学的に取り組んでいる。

内部質保証のための組織として、学長の下に「自己点検評価委員会」を設置している。

「自己点検評価委員会」は学長を委員長とし、副学長、学部長、教学部長、学科長、附属センター長、事務局長、事務部長、その他学長が必要と認めた者で構成されており、「学部長・部長会」のメンバーと重なる。大学全体及び学部・学科、各部署での項目について「自己点検評価委員会」において審議検討し、自己点検・評価結果を得ており、その都度、「教授会」に報告されている。重要な改善点等があれば「学園会議」に諮り、最終的に「理事会」において審議し大学の方針を決定している。

認証評価機関(公益財団法人 日本高等教育評価機構)による大学評価基準に準拠した毎年度の「自己点検評価書」の作成、及び中期計画「BSP-15」の項目に基づく自己点検評価を実施することにより改善に繋げている。

大学院においても、以上の既存取組に従い、上記メンバーに研究科長を加え、自己点検・評価を行う。

【資料 13：令和 4 年度自己点検評価書】

14. 認証評価

本学は、公益財団法人 日本高等教育評価機構に加盟しており、令和 3 年度大学機関別認証評価の結果、大学評価基準に適合していると認定されている。大学院においても認証評価は、教育・研究等の質的水準の向上を図るための方向性や管理・運営面での改善等に取り組む貴重な機会であると捉えており、今後も継続的な受審を予定している。

15. 情報の公表

学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて、本学では、教職員及び学生の個人情報の保護に配慮しながら、大学の概要、教育研究活動の情報、学修上の情報、自己点検・評価報告書等を含むその他の情報を本学ホームページで積極的に公開している。

大学院設置に当たり、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて、以下のような情報の公表を予定している。

ホームページでの情報公開

(ホームページアドレス：<https://www.nagoya-bunri.ac.jp/about/information/>)

- 1) 本大学院研究科の理念・目的・目標等に関すること
- 2) 大学院の教育研究上の基本組織に関すること
- 3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 6) 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準に関すること
- 7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- 9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 10) 学位論文に係わる評価にあたっての基準
- 11) その他の情報
学則、財務情報、事業計画・事業報告、自己点検評価書、設置認可申請書

16. 教育内容等の改善のための組織的な研究等

教育内容等の改善のための FD 活動は、「自己点検評価委員会」「学科教員会議」「教務委員会」「授業評価委員会」を中心に取り組んでおり、主な取り組みとして、毎年夏に行われる法人全体での「夏期拡大 FD・SD」、3月の大学での「FD・SD フォーラム」がある。また、「学科教員会議」及び「教務委員会」による継続的なカリキュラムの点検とシラバスの改善、「授業評価委員会」が中心になって実施している授業評価アンケートの活用がある。

夏期に法人全体で行われる「夏期拡大 FD・SD」では、教員・職員が協働して全学的な問題を検討する機会を持っている。また、大学の「FD・SD フォーラム」は、「自己点検評価委員会」が企画し、毎年3月に実施しており、教員全員参加となっている。

【資料 14：令和2年度～令和5年度の FD・SD 実施状況】

授業評価アンケートの実施は、学生から客観的に評価された結果をもとに授業の改善、教育内容の点検を行い、教育の改善に結びつけるのが目的である。授業評価アンケートは、「卒業演習」等の演習系科目を除く、すべての講義と実験実習で実施している。

授業評価アンケートの基礎集計作業、及び学生による自由記述一覧の作成作業は第三者に委託して一括して行われ、その結果が授業担当教員にフィードバックされる。それに基づいて、授業担当教員は結果の総括と、具体的な授業改善策の提案を含め、どのように授業改善に生かしていくかを検討し「総括と意見」を作成する。教員の「総括と意見」の記述項目は、次の3項目である。

「担当教員による総括と意見、担当科目間での比較検討」

「授業内容の向上・改善のために行っている具体的な方策とその効果」

「次年度の授業の目標、及び授業内容の向上のために実施予定の方策」

各科目の基礎集計表及び「総括と意見」をまとめ、学期ごとに「授業評価アンケート結果報告書」を作成し学内で公開しているとともに、その要約を大学の Web サイトに掲載している。

大学院においても、以上の既存取組に従い、FD 活動を実施する。